

事 務 連 絡
令和4年11月18日

介護保険サービス事業者協議会
会長 稲垣光晴様

各務原市市民生活部市民課長

マイナンバーカード交付に係る顔写真証明書のお取り扱いについて（依頼）

市役所行政につきまして、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
マイナンバーカードの交付に関しましては、誤って他人にお渡しすることの無いよう、
原則、本人にご来庁いただき、本人確認の上交付を行っています。

例外として、病気や障がいなどやむを得ない理由がある場合は、代理人への交付が可
能となっておりますが、代理人交付を受けられる場合は、申請者の顔写真付きの本人確認
書類が必要となります。

施設入所や在宅介護を受けておられる方におかれましては、顔写真付きの本人確認書
類を持っていない方もおられます。このような場合、介護事業者様に申請者の顔写真を
証明いただくことで、これが顔写真付き本人確認書類となり、代理人による交付を受け
ることが可能となります。

そのため、マイナンバーカード申請者のご家族様より、顔写真証明書への証明依頼が
ございましたら、ご対応いただきますよう、何卒、よろしくお願いいたします。

なお、顔写真証明書に関する下記の資料を添付させていただきますので、ご確認ください。
さい。

記

- ・個人番号カード顔写真証明書 概要
- ・個人番号カード顔写真証明書 様式

以上

所在地	〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
担当課	各務原市市民生活部市民課
担当者	熊澤、小林
T E L	058-383-1079（直通）
E-mail	simin@city.kakamigahara.gifu.jp